

CCUS職種コード		1 9 トンネル特殊工—0 2 シールド工（特殊作業員）、0 3 推進工（特殊作業員） 2 0 トンネル作業員—0 2 シールド工（普通作業員）、0 3 推進工（普通作業員） 2 1 トンネル世話役—0 2 シールド工（世話役）、0 3 推進工（世話役）
能力評価実施団体		公益社団法人日本推進技術協会
呼 称		都市トンネル技能者
レベル 4	就業日数	1 0 年 (2150日)
	保有資格	◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（職種：シールド工）[91041] ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（職種：推進工）[91046] ◇登録都市トンネル基幹技能者[00046] ●レベル 2、3 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年 (645日)
レベル 3	就業日数	7 年 (1505日)
	保有資格	●職長・安全衛生責任者教育[60001または60011] ◇青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）（職種：シールド工）[92041] ◇青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）（職種：推進工）[92046] ◇以下の資格のうち 2 つ以上 ✓ 推進工事技士[30062] ✓ ずい道等の掘削等作業主任者技能講習[40008] ✓ ずい道等の覆工作業主任者技能講習[40009] ✓ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（第2種）技能講習[40029] ●レベル 2 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が 1 年 (215日)
レベル 2	就業日数	2 年 (430日)
	保有資格	●酸素欠乏危険作業特別教育[50037]、酸素欠乏危険作業主任者（第 1 種）[40028]または酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（第2種）技能講習[40029] ●墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業を除く）特別教育[50058] ●以下の資格のうち 3 つ以上 ✓ 測量士[33001]または測量士補[33002] ✓ クレーン・デリック運転士[36019] ✓ 地山の掘削および土止め支保工作業主任者技能講習[40005] ✓ 地山の掘削作業主任者技能講習（旧）[40006]および土止め支保工作業主任者技能講習（旧）[40007] ✓ 足場の組立て等作業主任者技能講習[40011] ✓ ガス溶接技能講習[40032] ✓ 床上操作式クレーン運転（つり上げ荷重5t以上）技能講習[40030] ✓ 小型移動式クレーン運転（つり上げ荷重1t以上5t未満）技能講習[40031] ✓ フォークリフト運転（最大荷重1t以上）技能講習[40033] ✓ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用および掘削用）運転（機体重量3t以上）技能講習[40035] ✓ 玉掛け（つり上げ荷重1t以上のクレーン等）技能講習[40040] ✓ アーク溶接特別教育[50003] ✓ 小型車両系建設機械（整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械）の運転（機体重量3t未満）特別教育[50012] ✓ 軌道装置の動力車運特別教育[50022] ✓ クレーンの運転（つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ）特別教育[50024] ✓ ずい道等の掘削・運搬・覆工等の作業特別教育[50043] ✓ 足場の組立て、解体または変更の作業特別教育[50052] ✓ 電気取扱い業務（高圧・特別高圧電気取扱業務）特別教育[50054] ✓ 電気取扱い業務（低圧電気取扱業務）特別教育[50055]
レベル 1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。CCUS職種コード欄の（）は、CCUS職種コードを示している。※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

※ 下線の資格については、併記している資格の上位又は同位として位置付け、併記している資格を保有するものと取り扱う。